

# (仮称) 豊中市児童相談所設置基本計画 (素案) 概要版

## 1. 児童相談所設の設置

《計画策定の目的》

- 豊中市の児童虐待相談件数は全国と同様に、この数年で急増しています。
- そうした状況を踏まえ、子どもの権利擁護や子育てに関する問題・不安を抱える家庭に迅速かつ丁寧に切れめなく包括的に支援が行える体制強化が必要となります。
- 本市の誇る地域力・市民力に加え、培ってきた子育て支援施策の充実を図り、地域社会全体で子どもと家庭を見守り、誰ひとりとして取り残さない地域社会づくりをめざすために、本市の地域特性に適った児童相談所を設置した際の基本的な考え方（運営方針及び運営に必要な職員、育成のあり方、施設整備に関する条件等）を整理します。

《児童相談所の開設》

- 令和7年度（2025年度）の開設をめざします。

## 2. 児童虐待防止等に関する国の動向（法令等）

- 平成16年(2004年)
  - ・中核市程度の人口規模(30万人以上)を有する市を念頭に政令で指定する市において児童相談所の設置が可能(平成18年から)となる。
- 平成28年(2016年)
  - ・児童福祉法の理念の明確化等(子どもの権利主体の明確化)
  - ・子育て世代包括支援センターの法定化、市町村における支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の機能強化、児童相談所設置自治体の拡大(特別区が可能)
- 令和元年(2019年)
  - ・児童相談所の体制強化及び中核市等における児童相談所の設置促進
  - ・体罰禁止、関係機関の連携強化、要保護児童対策地域協議会への情報提供の法定化
- 令和3年(2021年)
  - ・こども政策の新たな推進体制に関する基本方針を閣議決定
  - こども施策の基本理念の明確化及びこども家庭庁の創設(令和5年度(2023年度))

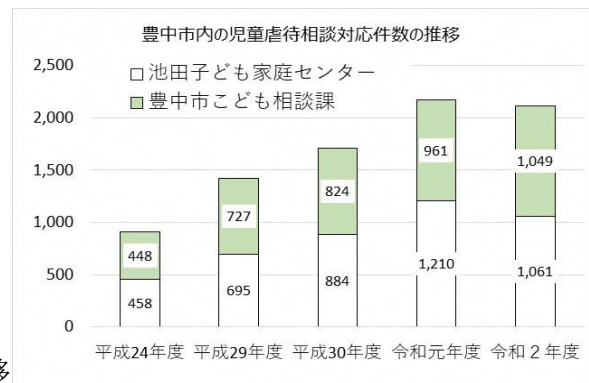
## 3. 豊中市の現状

- 令和2年度(2020年度)の児童虐待相談対応件数は、平成24年度(2012年度)と比較し倍増しています。
- 児童虐待の未然防止・早期発見では、乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問)や乳幼児健康診査未受診児への対応、育児支援家庭訪問を行い、こども家庭支援につながっています。

■乳児家庭全戸訪問事業の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
対象児童数(人)	3,583	3,497	3,561	3,224	3,330
新生児訪問事業	1,268	1,270	1,385	1,402	1,224
こんにちは赤ちゃん事業	2,009	1,991	1,984	1,729	2,012
合計	3,277	3,261	3,369	3,131	3,236
面談率(%)	91.4%	93.2%	94.6%	97.1%	97.1%

※対象児童数は、長期里帰りや市外転居等を除いた数値



#### 4. 児童相談所の設置による効果と留意事項

##### ○児童相談所の役割

- ・子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題やニーズ、子どもが置かれた環境の状況を的確に捉え、子どもや家庭に適切な援助を行い、子どもの福祉の増進を図るとともに、その権利を擁護する目的を有しています。
- ・児童相談所における相談援助活動は、常に子どもの最善の利益を優先して考慮し、援助活動を展開していくために次の条件を満たしている必要があります。

- ① 子どもが権利擁護の主体者である明確な意識を持っていること。
- ② 児童家庭福祉に関する高い専門性を有していること。
- ③ 地域住民や子どもに係る全ての団体や機関に浸透した信頼される機関であること。
- ④ 児童福祉に関係する全ての機関、団体、個人との連携が十分に図られていること。

##### ○児童相談所を設置することで期待される効果

- ・リスク発生予防・早期発見・防止・要保護支援・自立支援・家庭復帰施策までの切れめのない支援を市の判断で行い一貫した支援を行うことが可能となります。
- ・相談・通告窓口が一つとなることで、機動性に富んだ迅速な要保護児童等の調査・安全確認を行うことができます。
- ・子どもや家庭の相談に高い専門性による支援が行えます。
- ・きめ細かな情報共有により市の資源・関係機関との連携がスムーズになり支援強化が図られます。

子どもやその家庭、関係機関、行政で整理すると次のとおりです。

子どもやその家庭	子どもの所属機関・地域団体	豊中市
<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談先が身近になる。</li> <li>●相談窓口が一元化され分かりやすく、専門的な支援（助言）が受けられる。</li> <li>●迅速に切れめのない支援につながる（生活基盤安定）。</li> <li>●療育手帳取得の手続きが行える。</li> <li>●子どもにとって最善の利益が守られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談・通告先が一元化され分かりやすく、身近に専門性の高い相談先がある。</li> <li>●身近で連携しやすい、子どもの見守り体制が整う。</li> <li>●児童虐待の対応が迅速・的確に行われる。</li> <li>●健全育成・更生保護等の取り組みが連携し、安心なまちづくりが進む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの人権尊重・権利擁護に対する姿勢が明確になる。</li> <li>●児童虐待の未然防止から要保護児童の支援施策までの体制が確立される（切れめのない支援体制の充実）。</li> <li>●児童虐待の対応が迅速・的確に行える。</li> <li>●地域特性に適ったきめ細やかな対応が可能となる。</li> </ul>

##### ○留意事項

児童相談所の設置による効果を発揮するためには、次の取組みを進める必要があります。

- ① スーパーバイザー候補の確保を含め計画的な専門職の確保と職員研修体制の充実による専門性の向上
- ② 子ども最善の利益につながるよう、子どもの意思を尊重した支援体制の構築
- ③ 関係機関が子どもやその家庭の情報を共有し、適切な支援が行える体制の強化
- ④ 日々の業務において ICT や AI などのデジタル技術を導入し、子ども本人やその家庭に寄り添った支援などに対応する時間の創出と相談しやすい環境整備。また、本市の地域特性に適った切れめのない支援が行えるよう、児童相談所業務と既存業務の整理・統合による効率的かつ効果的な組織運営
- ⑤ 子ども権利に配慮した保護環境の整備

## 5. 児童相談所設置に関する基本的な考え方

児童相談所を設置しめざすべき姿は、「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の基本理念を踏襲し、また、めざすべき姿の実現に向け3つの基本方針による取組みを推進します。

### めざすべき姿

「すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、

社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか」

### 基本方針

#### ① 子どもの人権を尊重した取組みを進めます～子どもの主体性の尊重～

- ・子ども本人があらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることを大切にします。
- ・家族再統合に向けた支援の充実を図るとともに、家庭復帰や施設入所、里親、養子縁組など様々な資源を活用し、子どもの安心と安全を確保します。

#### ② 妊娠期から切れめない子どもと家庭の支援を進めます～予防・防止施策の充実～

- ・家庭総合支援拠点を中心に切れめない支援を進め、子どもと家庭が抱える課題の早期発見と解決、児童虐待の再発防止に向けた支援の充実を図ります。
- ・子育て・子育て相談等についての窓口の一元化を推進します。

#### ③ 子どもと家庭を地域全体で支えます～子どもの権利・「みんなで見守り」の発信拠点～

- ・保護者が安心して子育てができるよう、子どもにとって最も良いことは何かを皆で考え、地域社会全体で子どもと家庭を支えます。

## 6. 児童相談所の運営

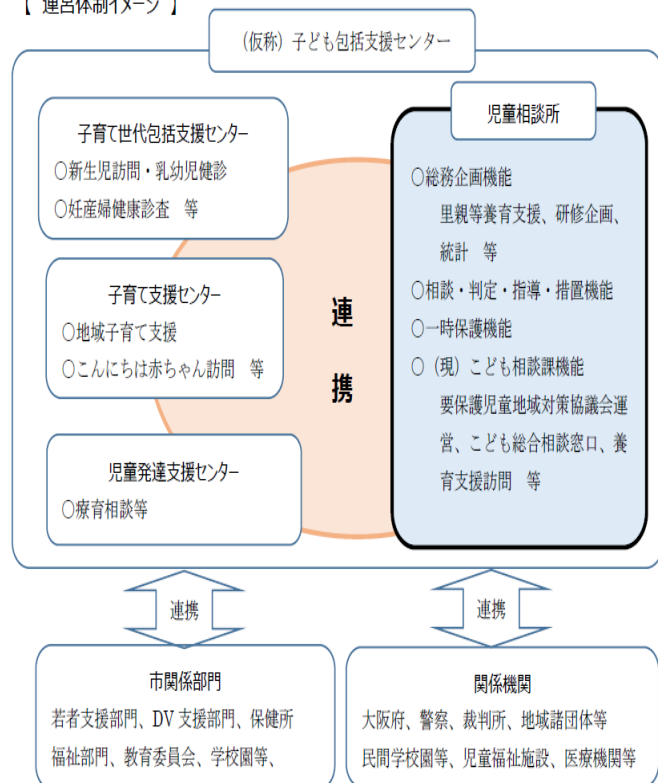
### ○運営体制

児童相談所の基本的機能と既存事業を整理・統合し、子ども家庭総合支援拠点機能の一部に位置付け相談・支援機能のワンストップ化を推進します。

### ○事業運営

- ・相談・通告を一元的に受止め、迅速かつ的確に対応できる体制を整え、高い専門性と関係機関との連携による取組みを推進します。
- ・子どもの権利擁護のもと、子どもにとって安全・安心できる環境を整えます。また、社会的養護のもとで育った子どもが、自立した社会人として生活できるよう、若者支援等の関係機関と協働した取組みを進めます。
- ・子ども本人の身体の状態やその家庭の状況などに配慮し、誰もが気軽に相談できる体制を整えます。

### 【運営体制イメージ】



## ○職員の確保と人材育成

専門職は、法（法令含む）の規定による配置基準を踏まえ配置する必要があります。

職員の配置に際しては、令和5年度（2023年度）における児童虐待対応件数を基に配置することになります。

参考に令和2年度（2020年度）の実績を基に試算すると右図のとおりになります。

施設	職員（職種）	職員配置数		合計
		配置基準	市独自（上乗せ）	
児童相談所	所長	1人	+ α	100人程度
	児童福祉司	39人		
	児童心理司	17人		
	医師	1人		
	保健師	1人		
	弁護士ほか			
一時保護所 ※30人の入所定員を想定	部門長	1人	+ α	50人程度
	児童指導員ほか			

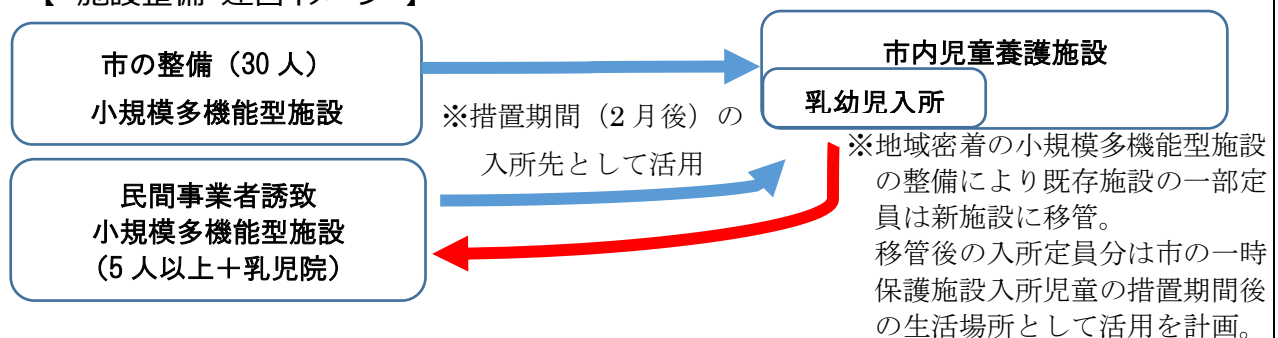
※人員配置については、児童虐待相談対応件数や法令等の改正、一時保護所の施設構造などに合わせて随時見直しを行います。

人材育成については、豊中市人材育成基本方針を踏まえ、各々の専門職に応じた育成プラン等にもとづき取り組みます。

## 7. 施設整備に関する方針

- ・子どもの最善の利益を優先（安全確保含む）して考慮した相談援助活動が展開できるよう施設の整備を進めます。
- ・一時保護所の入所定員は30人以上（市は30人、民間誘致5人以上（乳児院併設））で計画します。

### 【施設整備・運営イメージ】



## ○今後のスケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童相談所設置基本計画策定	→				
施設整備計画策定	→				
準備体制の構築と予算化	→				
施設整備		→			
国への政令指定手続き			→		
児童相談所開設					→